

# 質問回答書

令和4年5月6日午前10時00分更新

入札番号	5044062
案件名称	令和4年度市営渋沢駅北口駐車場自動管制装置の賃貸借及び保守管理業務（長期継続契約）
質問回答①	質問 仕様書 5 賃貸借物件の納期について、「発注者または受注者のやむを得ない事情により～」と御座いますが「やむを得ない事情」とはどのようなものを指すのでしょうか。
	回答 受注者の責によらないかつ発注者がやむを得ないと判断をするものを指します。
質問回答②	質問 仕様書 6 機器設置に伴う駐車場整備について、場内の区画線（ライン引き）は上塗りと御座いますが、このラインは車室のみを指し、矢印等は含まない解釈でしょうか。
	回答 区画線には、矢印等も含まれます。
質問回答③	質問 仕様書 8 管理業務 (1) ア コールセンターの設置について、コールセンターは受注者から第三者に再委託することは不可能との解釈でよろしいでしょうか。
	回答 資本関係がある第三者への場合のみ再委託は可能です。
質問回答④	質問 仕様書 8 管理業務 (5) 利用状況の分析報告について、駐車場利用状況を提出と御座いますが「利用状況」とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。
	回答 売上額、利用台数、回数券の利用枚数を週ごと及び1月分にまとめたものを想定しています。

質問回答⑤	質問	<p>仕様書 12 自動管制装置の撤去について、①本入札により現行受注者から別の受注者へ変更となった場合、既設設備の撤去は現行の事業者がいつまでに行う必要があるのでしょうか。</p> <p>②本入札における受注者の自動管制装置撤去の期日はいつになるのでしょうか</p>
	回答	<p>①と②どちらも、契約を締結した後に発注者が撤去を行う受注者及び新たに設置をする受注者と調整した上で、発注者が指定する日までに速やかに撤去していただきます。</p>
質問回答⑥	質問	<p>仕様書別紙 1 について、駐車場管制機器については全て新品である必要が御座いますでしょうか。</p>
	回答	<p>本件で賃貸借する物品のうち減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定されるもの以外については、令和4年7月1日から令和10年6月30日まで利用でき、休止することなく安定的に運営できるものであれば、新品である必要はありません。</p>
質問回答⑦	質問	<p>質疑回答にあたっては、全ての質問者に開示された質疑回答と個別に開示された質疑回答が区別できるような形でご回答頂けませんでしょうか。</p>
	回答	<p>頂いた9件の質問はすべての事業者に関するものと判断しているため全ての質問者に開示します。</p>
質問回答⑧	質問	<p>保護屋根に取り付けられた駐車場看板が御座いますが、当該看板は賃貸借物件に含まれますでしょうか。</p> <p>保護屋根に溶着されているため保護屋根の更新を行う場合、当該看板の流用が不可になりますが代替品を受注者で設置する必要は御座いますでしょうか。</p>
	回答	<p>保護屋根にとりつけられている看板は秦野市が作成したもののため、今回の契約に関する賃貸借物件には含まれません。</p> <p>撤去作業に伴う破損をしてしまった代替品の作成については、撤去を行う現行受注者が現行契約の範囲内において代替品を作成し、新たな看板の設置は本件の入札により契約を締結する受注者行っていただきます。</p>

質問回答⑨	質問
	現在、渋沢駅北口駐車場では貴市運営の片町駐車場と回数券を共通利用できる形になっておりますが、これに関して、①片町駐車場で利用できる既存の回数券についても継続して利用可能である必要が御座いますでしょうか。②回数券の差し替え費用は受注者負担になりますでしょうか。
	回答

仕様書の別紙1「自動料金精算機」の部分にあるとおり、発注者で既発行の回数駐車券が使用できるものを条件とします。

ただし、設置する自動料金精算機に対応した回数駐車券との差し替えによる対応も可とし、差し替えに係る費用負担及び交換作業については、受注者負担とします。